

## 声 明

本日、名古屋地方裁判所民事第9部(福井章代裁判長)において、徳山ダムの水を木曾川に流すための木曾川水系連絡導水路事業(「徳山ダム導水路事業」、事業費 890 億円)に対する愛知県の費用負担金(318 億円)の支出差止を求める住民訴訟において、原告住民の請求を棄却する判決言渡がなされた。

1 徳山ダム導水路事業は、以下の二つを事業の目的とする。

① 新規利水の供給

徳山ダムに確保される愛知県の水道用水最大 2.3 m<sup>3</sup>/s(供給地域は愛知用水地域)、名古屋市の水道用水最大 1 m<sup>3</sup>/s 及び名古屋市の工業用水最大 0.7 m<sup>3</sup>/s を導水し、木曾川において取水を可能ならしめる。

② 流水正常機能の維持

木曾川水系の異常渇水時において、徳山ダムに確保される流水正常機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)を図るための容量 5300 万 m<sup>3</sup>のうちの 4000 万 m<sup>3</sup>を一部は長良川を經由して木曾川に導水し、木曾成戸地点において河川環境の改善のための流量を確保する。

2 原告住民は、支出差止の理由として、以下のことを明らかにした。

(1) 新規利水の供給については、愛知用水地域の水道用水の需要が、2000 年実績 6.79 m<sup>3</sup>/s(最大河川取水量)が 2015 年に 8.25 m<sup>3</sup>/s に増加すると想定されるので、安定供給水源として徳山ダム 2.3 m<sup>3</sup>/s が必要というのが根拠である。しかし、需要実績は 2000 年から現在までの間に横ばいから減少しており、上記需要想定は根拠事実を欠き、既存の供給水源で近年1/10 の渇水規模においても需要に対して供給可能であって、徳山ダム 2.3 m<sup>3</sup>/s は必要がない。この事実の下においては、愛知県は徳山ダム導水路事業から撤退して費用負担金の支出を止めなければならない。

(2) 流水正常機能の維持については、徳山ダム導水路により異常渇水時に緊急水を補給して確保しようとしているのは、木曾川の動植物の生息・生育等のための河川環境のための維持流量 50 m<sup>3</sup>/s (24.1 km成戸地点)のうちの 40 m<sup>3</sup>/s であるが、この動植物の生息等のための流量 50 m<sup>3</sup>/s は、根拠となる説明資料において、代表種をヤマトシジミとし、その生息限界となる塩化物イオン濃度を 11,600 mg/Lとして、同濃度以下にするには流量 50 m<sup>3</sup>/s が必要としていることが根拠である。しかし、ヤマトシジミは同濃度 11,600 mg/L以上で直ちに斃死するのではなく 30 日間連続で 50%が斃死し、木曾川下流部の同濃度は 0~18,000 mg/Lの間で連日変化しているものであり、流量 50 m<sup>3</sup>/s 以下でも多数生息している。上記説明は科学的根拠がなく、流水正常機能の維持の必要性は根拠事実を欠いている。

本判決は、原告住民が明らかにした上記事実から目を背けて、事実を無視し続ける愛知県等の誤った行政を庇うもので、司法の責務を放棄した不当なものであり、強く批判する。

私たちは、不当な本判決に屈することなく、直ちに控訴するとともに、無駄で有害な徳山ダム導水路事業を廃止させるために今後とも粘り強く活動を続ける所存である。

以上声明する。

2014年7月24日

導水路はいらない！愛知の会  
徳山ダム導水路公金支出差止住民訴訟弁護団